

関係団体との協働

第11条

県は、食品関連事業者や消費者などの団体との協働による食品等の安全・安心の確保のために必要な施策の推進を図るよう努めます。

自主的な活動の支援

第12条

県は、食品関連事業者の自主的な活動の促進を図るため、衛生管理手法の導入指導等、情報提供及び助言などの支援を行います。

遺伝子組換え作物等に関する措置

第13条

県は、遺伝子組換え作物等と食品とするために栽培される作物等との交雑の防止に関し必要な措置を講じます。

※ 本条例は、食品等の安全・安心の確保を目的としていることから食品とするために栽培される作物等を対象としました。

体制の充実強化

第14条

県は、食品関連事業者に対する指導、食品等の検査、関係機関との連絡調整など必要な体制の充実強化に努めます。

調査・研究

第15条

県は、食品等の安全・安心の確保に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査・研究を行います。

財政上の措置

第16条

知事は、食品等の安全・安心の確保に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じます。

委任

第17条

この条例の施行に関し必要な事項(施策に関する提案書の様式など)は、規則で定めます。